

- ◎ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（行政手続法を準用する場合の読替え）</p> <p>第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）            第五条第四項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第十五条第一項	不利益処分の名あて人となるべき者	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号） 第五条第三項の規定による命令（以下「緊急禁止命令等」という。）を受けた者	ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。） 第六条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者
第十五条第一項第一号及び第二十条第一項	予定される不利益処分	当該緊急禁止命令等	当該仮の命令
第十五条第一項第一号	不利益処分の原因と	当該緊急禁止命令等の原	当該仮の命令の原因とな

